

# 在外教育施設派遣教員委託費交付要綱

平成15年4月1日  
文部科学大臣決定  
改正平成23年4月1日  
改正平成28年4月1日  
改正平成29年4月1日  
改正令和3年3月24日

(通 則)

第1条 在外教育施設派遣教員委託費（以下「委託費」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この委託費は、在外教育施設における教員の確保及び長期研修に係る経費を都道府県及び指定都市に交付することにより、在外教育施設における教育指導の充実を図るとともに、海外における教育実践を通じて派遣教員の資質の向上を図り、もって海外子女教育の推進及び我が国教育の国際化の進展に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び交付額)

第3条 文部科学大臣は、都道府県及び指定都市に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内で別に定める 基準により算定した金額を交付する。

(1) 公立学校教員に係る派遣教員経費（給与支給額のうち別に定める委託費対象経費）

(2) 私立学校教員に係る派遣教員経費（給与支給額のうち別に定める委託費対象経費）

(申請手続)

第4条 都道府県及び指定都市は、前条の規定に基づく経費の交付を受けようとするときは、様式第1による申請書を所定の期日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、派遣教員経費を決定し、様式第2による交付決定通知書を都道府県及び指定都市に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 都道府県及び指定都市は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、委託費交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(委託費の支払)

第7条 委託費の支払は、原則として、第10条の規定により、交付すべき委託費の額を確定した後に行うものとする。ただし、都道府県及び指定都市からの要求により、必要があると認めた場合は、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、整った場合に限り、委託費の全部又は一部について概算払をすることができる。

(交付決定の変更)

第8条 都道府県及び指定都市は、第5条の規定による決定後において、次のいずれかの理由（決定時において確定していた事由を除く。）が生じたときは、様式第3及び様式第4による変更申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(1) 新たに在外教育施設に教員を派遣する場合

(2) 文部科学大臣が在外教育施設派遣教員として委嘱した教員が、委嘱を解かれた場合

(3) 在外教育施設に派遣した教員が公立学校教員の身分を失う場合又は私立学校教員の身分を失う場合

(4) その他交付決定の変更を受ける必要が発生した場合

2 文部科学大臣は、前項の変更申請書が提出された場合において必要に応じ決定の内容を変更することがある。

(実績報告書)

第9条 都道府県及び指定都市は、様式第5による実績報告書を翌年度の4月10日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(委託費の額の確定)

第10条 文部科学大臣は前条の規定による実績報告書の審査等を行い、その報告の内容が委託費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき委託費の額を確定し都道府県及び指定都市に通知するものとする。

2 前項の確定額は、前条の規定による派遣教員経費の実績額と第5条の規定により決定した額のいずれか低い額とする。

3 文部科学大臣は、第1項の規定に基づき額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、その超える部分の委託費の返還を命ずる。

4 前項の委託費の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて計算した金額を利息として支払わなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県及び指定都市がこの要綱又はこれに基づく文部科学大臣の決定若しくは指示に違反した場合

(2) 第5条の決定後に特別の事情の変更が生じた場合

2 文部科学大臣は、前項の取消し又は変更を行った場合には、期限を付して、既に交付した委託費の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第2項に基づく返還金に利息を付すことができる。利息については、返還金にかかる委託費を受領した日（第7条により委託費を概算払した場合は、都道府県及び指定都市が実績報告書を提出した日）の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算した額とする。

(学校法人に対する交付)

第12条 委託費の交付を受けた都道府県は、交付を受けた額のうち、第3条第2号に規定する経費を学校法人に速やかに交付するものとする。

2 委託費の交付を受けた都道府県は学校法人に委託費を交付するときは、第6条から第11条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則  
この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は令和3年3月24日から施行する。